第70回

境港市都市計画審議会会議録

第70回 境港市都市計画審議会会議録

- 2. 議事内容 議案第1号 米子境港都市計画下水道の変更(境港市決定)について

議案第2号 境港市都市計画マスタープランについて

3. 出席者 (1) 審議会委員

出席者(14名)

足立 統一郎

足立 收平

小椋 弘佳

岡空 研二

加藤 文治

森岡 俊夫

安田 共子

今津 勉 (国土交通省日野川河川事務所長)

小西 大幸 (境港管理組合事務局長)

(代理 角 幸治)

寺田 ルミ (境港水産事務所長)

田村 満男 (鳥取県西部総合事務所米子県土整備局長)

木嶋 哲人 (鳥取県西部総合事務所農林局長)

中本 勝 (境港市自治連合会副会長)

足立 晋哉 (境港市農業委員会会長)

欠席者(1名)

門脇 美保

(2) 説明のために出席した者(事務局)

境港市建設部長 灘 英樹

境港市建設部次長 柏木 雅昭

都市整備課課長補佐 遠藤 彰

都市整備課都市政策係長 江尻 浩介

下水道課長 吉田 光寿

下水道課計画整備係長 田中 瀬二

午前9時30分開会

事 務 局 : 定刻になりましたので、ただいまより、第70回境港市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとう ございます。

わたくしは、都市整備課長の柏木でございます。

開会に先立ちまして、委員の異動がございますのでご報告いたします。

令和4年3月8日付けで、市議会の議員であります2号委員のうち、3名の委員に異動があり、加藤文治委員、森岡俊夫委員、安田共子委員が新たに就任されました。3名の委員の皆様には、何かとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員数は 14 名であり、全委員数 15 名の過半数 を超えておりますので、本日の審議会が成立いたします事をご報告 いたします。

また、境港管理組合事務局長の小西大幸委員の代理として、総務課 課長補佐 角幸治様にご出席いただいておりますのでご報告いたし ます。

それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長 : (挨 拶)

事 務 局 : それでは、足立会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 : 今回は、二つの議案について審議することとなりますが、いずれも 境港市の都市計画にかかわる重要事項であり、皆様と一緒になって、 スムーズかつ慎重に審議していきたいと思いますので、ご協力をお 願いいたします。

日程に従いまして、会議録署名委員の指名についてですが、岡空委員と中本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは日程 5、諮問に入らせていただきます。市から諮問をいた だきます。

市 長: (諮問文 朗読)

事務局: ここで市長は一旦退席をさせていただきます。

(市長退席)

会 長 : それでは、審議に入ります。 第1号議案について、事務局から

説明をお願いします。

事 務 局 : 第1号議案につきましては、下水道課からご説明いたします。

私は下水道課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいた します。それでは、議案の内容につきまして、担当の係長から説明さ

せます。

事 務 局 : 下水道課の議題について説明をさせていただきます。

下水道課計画整備係の係長をしております田中と申します。よろしくお願いいたします。本日、審議をお願いします議案につきましては、米子境港都市計画下水道の都市下水路の変更になります。

都市下水路につきましては、都市計画区域内の市街化区域若しくは、人口密集地域において実施されるもので、公共下水道事業の雨水整備に先だって実施されるものです。

このたびの議案に挙げております都市下水路 2 箇所につきましては、建設当時、下水道法の事業計画区域外で、都市下水路として、都市計画決定を行い、都市計画事業認可を受けて、事業を実施したものであります。

また、令和 2 年度に、下水道法による境港市公共下水道事業計画の変更による事業計画区域の拡大、令和 3 年度に都市計画法による事業計画区域の認可を得て、当該都市下水路が公共下水道事業計画区域内に編入したことから、都市計画決定を廃止し、今後、公共下水道の雨水幹線として管理することになります。

お手元の資料の表紙をめくってください。米子境港都市計画下水道の変更(境港市決定)になります。米子境港都市計画下水道の外江中央都市下水路を廃止するものであります。排水面積 47ha、管渠延長約 520mを廃止し、公共下水道に移管するものです。

繰り返しになりますが、変更理由としましては、米子境港都市計画 下水道排水区域の拡大変更に伴い、排水区域及び下水道管渠を廃止 するものになります。

続きまして、次のページをお開きください。

同じく、米子境港都市計画下水道の変更(境港市決定)になります。 米子境港都市計画下水道の外渡都市下水路を廃止するものでありま す。先ほど説明しました外江中央都市下水路と同様、排水面積 49ha、 管渠延長約930m、吐口1箇所を廃止し、公共下水道に移管するものです。

説明は以上になりますが、このたび都市計画下水道の変更(案)につきまして、公告を行い、令和4年3月15日から3月28日の2週間縦覧を行いました。その期間、縦覧者は2名ありましたが、意見書の提出はありませんでした。本審議会において、議案が承認されましたら、鳥取県協議する予定としております。

資料をめくっていただきまして、参考資料として、米子境港都市計画総括表(境港市)に、外江中央都市下水路と外渡都市下水路の位置を示した図面を添付しております。

次のページをお開きください。それぞれの都市下水路の現況写真 を添付しており、起点側(最下流部)から撮影したものと、終点側(最 上流部)から撮影したものになります。

次のページをお開きください。境港市公共下水道事業の事業計画区域図面を添付しております。

令和 2 年度に下水道事業計画区域を拡大した区域を赤色で着色しており、外渡都市下水路と外江中央下水路との位置関係を示しております。下水道事業計画区域の拡大により、都市下水路が公共下水道事業計画区域に含まれたことを示しております。

下水道課からの説明は以上でございます。

会 長 : ただいまの第 1 号議案につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

加藤 委員: 境港市の下水道事業として、広域下水道については考えておられますか。上水は広域になっていますよね。下水道の方向性はどう考えておられますか。

建 設 部 長 : 広域下水道の検討状況ですけれども、現在鳥取県全体で東部中部 西部それぞれのエリアに応じて、広域化の検討会議が開催されております。将来的に、維持管理も含めた今後の在り方を具体的に検討するという会議が立ち上がったばかりです。 令和 3 年度においては、各市町村の現状調査を行っているところです。米子市さんと今後どうやっていくのかという具体的な話はしておりませんが、それぞれの市町村のお考えもありますので、それぞれの現状が出そろったところで、今後西部地区での広域のあり方を検討していきます。

加藤委員: 将来的にそういうことも検討され出したという認識でよろしいで

すか。

建 設 部 長 : はい。方向性はどうなるか分かりませんが、東部中部西部で単独で

は経営自体が大変になっているという認識は共有しているといった

状況です。

加藤委員: もし広域下水道に移行した場合、境港市としてどういう関わり方

になっていきますか。

建 設 部 長 : 境港市としては、令和8年に向けて、環境整備を概成することに

力を注いでいるので、まずはそこをやっていきたいです。広域下水道の議論については、並行してやっていくということになりますが、相

手がある話なので、まずは自らの下水管の整備に注力していきたい

と思います。

会 長 : 他にございませんか。ないようでしたら、本議案のとおり承認した

いと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

会 長 : それでは第1号議案については、市の諮問のとおり承認します。

続きまして、第2号議案について、事務局から説明をお願いしま

す。

事務局: それでは事務局より説明をいたします。私は、都市整備課都市政策

係の江尻と申します。よろしくお願いいたします。

本日説明させていただきます資料は、境港市都市計画マスタープラン概要版にて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。詳細な文言の読み上げ等につきましては、時間の関係上割愛させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、境港市都市計画マスタープラン概要版(案)の 1 ページ目を開いてください。都市計画マスタープランの全体フロー図をご覧ください。都市計画マスタープランは、ご覧のとおり 1 章から 7 章の構成となっております。

まず左上第 1 章の都市計画マスタープランについてにつきましては、境港市の上位計画および関連計画を整理したうえで作成しております。こちらには、「目的と役割」「政策における位置づけ」「対象区域」「これからの都市計画の考え方」「境港市都市計画マスタープランの構成」「目標年次」について記載しております。

次に、第2章境港市の現況、第3章の境港市の都市計画の課題に つきましては、市民アンケート、市内7地区で実施しましたワークショップの結果を元に整理しております。マスタープランの策定・検討 会議の委員さんには配布いたしましたこちらのテクニカルレポート をバックデータとしております。

第2章の境港市の現況につきましては、「概況」「自然」「歴史」「都市基盤」「産業」「生活基盤」について記載しております。

第3章の境港市の都市計画の課題につきましては、「地域資源の保全と利活用」「危機管理と災害対応」「社会的弱者に対応した都市施設の整備」「土地利用規制」「新たな産業用地の確保」「身の丈に合った社会基盤」「豊かさの追求」について記載しております。

続きまして第4章の都市づくりの目標につきましては、「都市づく りの基本方針」、「都市づくりの基本的な方向」を定めております。

まず都市づくりの基本方針は、今年度策定されました境港市まちづくり総合プランに則っております。

都市づくりの基本的な方向については、「住み続けられるまちづくり」「自然と共生したまちづくり」「すべての人にやさしいまちづくり」「個性と活気に溢れるまちづくり」「スマートシティ型のまちづくり」の5つの方針を定めております。

次に第5章の全体構想ですが、2つの基本方針と8つの分野別方針および全体構想図に分かれております。基本方針につきましては、「特色ある土地条件の利点を活かす」「今後の社会変化に柔軟に対応する」としております。

分野別方針につきましては、「土地利用に関する方針」「道路・交通施設に関する方針」「公園緑地等に関する方針」「下水道・水路に関する方針」「都市防災に関する方針」「公共施設に関する方針」「都市景観に関する方針」の8つの方針を定めております。

そして第6章の地区別構想につきましては、市内7地区における地区別の構想および3つの工業団地、夕日ヶ丘地区の構想となっております。

ここにつきましては、アンケートとワークショップの内容を反映させております。最後に第7章実現化方策につきましては、8つの方策と具現化方策のスケジュールとなっております。「人口減少・少子

高齢化に対応したコンパクトなまちづくり」「地域特性を活かした産業振興のまちづくり」「拠点同士が連携したまちづくり」「既存ストックを活かした持続可能なまちづくり」「自然を保全し環境に配慮したまちづくり」「災害に強いまちづくり」「地域コミュニティで支えるまちづくり」「充実した推進体制によるまちづくり」の8つの方策になります。以上が都市計画マスタープランの全体フローとなっております。

次に11ページをご覧ください。こちらは、地区別構想となっておりまして、このページについて説明させていただきます。こちらは、地区別の方針を箇条書きで記しておりますのと、左側にある凡例のように、土地利用や道路、港湾等について記述しております。地区別方針の読み上げにつきましては、割愛させていただきます。

こちらの図面におきまして、国道 431 号線沿いおよび江島架橋から東に延びる道路を、円形の太い点線で表記しております。431 号線につきましては、"高規格道路"、東西を結ぶ道路を"肋骨道路(構想)"と表記しております。

道路を円形の太い点線にしている理由としては、まだルートが確 定していないため、円形の連続表記とさせていただいております。

境港市都市計画マスタープランの主な概要は、以上となります。 事務局からの説明は、以上とさせていただきます。

建 設 部 長 :

今事務局から説明をいたしましたが、17年ぶりの改定となります。 今回の内容のポイントとしましては、当時の状況ですと、人口が横ばいもしくは若干減少の傾向でありましたが、今回は、既に人口の減少が顕著に表れている。今後10年後、20年後先は、さらに減少化の傾向がみられていきます。それと少子高齢化の傾向が顕著にみられ、それを見越したうえで策定をしています。

それと一番最初の全体フロー図をみていただきたいのですが、通常都市計画マスタープランは、第6章までの構成となっています。 具体的な政策については、各担当部局が行っていうことでありますが、今回は第7章を追加しています。ワークショップやアンケートをしっかりとったうえで、政策における切り口として7章に8項目にわたって、具体的な計画として進めております。

長 : ありがとうございました。以上の説明につきまして、ご意見をお願 会

いします。

新しい都市計画マスタープランの全体フロー図の中ですと、第 3 章の7つの都市計画の課題につきまして、第4章以降の項目を実現 していくには、第3章の課題をどういった形で克服していくかとい うのが一番重要ではないかと思っております。中でも、4番目と5番 目の土地利用規制、新たな産業用地の確保、こういったことが、現行 の都市計画によって阻害されることがあるという懸念があります。

市側としてどのように克服していくのかお伺いしたい。

事 務 局 :

まず今の境港市の現況を見ますと、中心部に農地があって、その周 辺に住宅地、沿岸部に工業用地、商業用地が発展しています。市内の 幹線道路も概成されています。現在の都市計画としては、ある程度い い形になっていると考えております。このいい点を活かしながら、都 市計画を進めていくわけですが、土地利用につきましては、従来の考 え方を踏襲しています。しかし、時代の変化によって柔軟に対応する といった記述をさせていただいています。このマスタープランは、将 来への方向性を示すものであり、具体的にどの部分の用途地域を変 えるかとなりますと、もう一つ上のステップとして、都市計画決定を したり、審議をしたりということになりますので、基本的に現状を踏 襲しますが、状況によっては、柔軟に対応したいと考えております。

森岡委員:

森 岡 委 員 :

将来の方向性については理解できました。ただですね、11ページ の地域別構想というところで、説明がありましたが、現況であります と、国道 431 号線沿いの土地でありますとか、JR 境線の周辺付近 が、開発ができない地域になっています。将来的に、バリアフリーや 交通体系の話もありますが、JR を有効利用しようとするのであれ ば、駅周辺を開発できるような流れを本市として取り組む方が、重要 な事だと思いますし、国道 431 号線沿いも、市街化調整区域になっ ていることから、新しい開発が難しいとか、今の環境の中で、最大限 に有効活用されているとは言い難いと思います。新しい産業創出と 記載しているが、新しい産業用地がほとんどありません。産業用地の 創出を、新たな課題として私は取り組んでいくべきだと思います。こ れが 10 年後、20 年後先に更新するという流れではなく、もっと的 確に早く課題を克服していくべきだと思います。

事 務 局 : 委員のおっしゃられることは十分理解できます。まず JR の駅の周

辺に開発をするようにした方が良いのではないかということと、国道 431 号線沿いも開発が出来るようにした方が良いのではという意見でありましたが、これについては、色々なやり方がございます。市街化区域に編入するというやり方もあるのですが、市街化区域に編入するというのは、都市計画法上の縛りがあり、人口がある程度増えるか、一定以上の規模の人口にならないと、市街化区域の面積は増やせないという実情があります。それに代わるものとして、地区計画を立てるといった方法があります。

それと新たな工業用地の創出が必要ではないかという意見につきましては、こちらでも同じように認識しています。ですが、今このマスタープランで、具体的にどこに造成するということは、示せないと考えています。今後引き続き検討して、新たな工業用地の確保を進めていくことになると思います。それと今回のマスタープランにつきましては、概ね20年先を見据えまして、目標年次を10年としております。10年ですけども、色々な社会情勢の変化に伴いまして、変えていくことも柔軟に考えていきたいと思います。

加藤委員: 以前議会において、市街化調整区域の土地利用の課題に対応する ため、特別指定区域制度について質問を行ったが、市の方で研究、検 討するという回答をもらったが、それは検討しましたか。

事 務 局: この制度について、開発許可を出している鳥取県と協議を行いました。先ほど委員の言われました特別指定区域制度についてですが、こちらは兵庫県で採用されているものであり、開発許可の基準を定める制度です。鳥取県と協議しました結果、この兵庫県の事例は非常に稀で、住民合意をとるハードルが高いため、兵庫県がされている手法とは別の方法として、地区計画等で代用できるということで、今のところ鳥取県さんとの話では、条例を定める必要はないと伺っています。

加藤委員: 鳥取県と協議をされたということですが、私が鳥取県に問い合わせたところ、市が本気でそういうことを考えているのであれば、話に乗るよということあったのですが、そういうことではなかったということですか。

事務局: 鳥取県さんの意見としては、先ほど申し上げた通りでございます。

境港市といたしましては、兵庫県さんと同じことをするということであれば、地区計画で代用できるのではないかと考えております。

加藤委員: では地区計画を行うということを検討しているのですか。

事 務 局 : まだ具体的には地区計画の検討はしておりません。

加藤委員: 森岡委員も言われましたとおり、今こういう時代なので、先立って

やっていかないと、将来的な発展がないのではないかと思っています。 それを真摯に検討していかないと、時代に遅れてしまうのではな

いかと懸念しています。ですので検討してほしいです。

会 長 : 農業の立場から、住民の立場から、足立委員どう思いますか?

足立晋哉委員: JR 沿線に農地が点在しているとのことであったが、民家とは離れ

たところでないと農地として整備できないと思いますので、現状で

良いのではないかと思います。

会 長 : 中本委員どうでしょうか。

中 本 委 員 : 私は自治連合会の代表ですが、実現化方策のところにあります地

域コミュニティで支えるまちづくりが重要ではないかと思います。

自治会の会員がですね、どんどん辞めていくんですね。役につけると 辞めていくんです。今は、とにかく役をしなくていいからという前提

で残ってもらっています。そうすると、役をしてくれる人が減ってい

る状況です。どの程度介入すべきかに、頭を悩ませている。市として

も、自治会に入ってもらえるよう協力をお願いしたい。そうしないと

コミュニティがどんどんなくなってしまいます。

建 設 部 長 : 今中本委員さんからいただいた意見は非常に重要な意見だと考え

ています。一つは、今回のマスタープランでお示しした内容として、

地区のご意見を多く伺っています。人口が減って、高齢化が進む中

で、地域のコミュニティというのは重要になってきます。市が一元管

理するということはできませんので、地域コミュニティの中心とな

る自治会が、まちづくりの重要な役割を果たすことになります。もう

一つは、私も自治会の役員をしているのですけども、加入者が減ると

いうことが、一番大きな問題です。特に集合住宅やアパートに入られる方が、なかなか自治会に入られない。そういう人たちは、若い方に

多いので、本来担い手となる人の加入が、どんどん減っています。こ

ういった問題は、地区だけで考えるのではなく、市全体で考えていか

ないといけません。市の方も、まちづくりの担当課がありますので、 今回いただいた意見をまちづくり担当課に貴重なご意見として共有 していきたいと思います。

中 本 委 員 : ありがとうございます。

会 長 : 他にご意見はありませんか。水産の立場で、水産所長さんどうでし

ようか。

寺 田 委 員 : 市場が新しくなっていく中で、水揚げが減りますと、漁業だけでな

く、地域への及ぼす影響も大きくなっていく。

市場の利活用を進めるために、意見交換をおこないましたが、工業 団地もほぼ埋まっているため、利活用を促すことが重要となってい ます。漁港区域についても、利活用の促進が大事だと思います。

会 長 : 境港管理組合さんいかがですか。

角 委 員 : 高規格道路と肋骨道路について話がありましたが、物流の観点か

ら意見させていただきますと、境港には国際コンテナターミナルがありますのと、新しくできた竹内南の夢みなとターミナルがありますので、この主要施設を結ぶルートをまっすぐに、円滑にいくような

形で、整備の検討をしていただきたいと思います。

もう一つ、意見というよりはお願いなんですが、昨年港湾計画を改 訂しております。国際コンテナターミナルと公共マリーナの方で、い ずれも東側に拡張・延伸という計画を策定しておりますので、こちら につきましても、反映していただければ幸いです。

建 設 部 長 : 道路に関してのお話なんですけど、境港市の都市計画だけではな

くて、中海宍道湖大山圏域市長会に属する中海を取り巻く 4 市につきましても、8 の字ルートという表現をしております。国道 9 号とだんだん道路、それと国道 431 号、今進められている島根半島を縦断する境港出雲道路が、現在おおむね全長 70 k mに対して、20 k m弱の整備ということで、まだ時間がかかると思われます。

いずれにしても、中海宍道湖大山圏域が、こういった道路ネットワークで結ばれるということで、境港出雲道路が完成するまでに、できることはチャレンジしていきたいと思います。

それと港湾計画と連動させるということで、国際コンテナターミナルと公共マリーナを玄関口として位置付けるために、赤丸をつけており、一つのゾーンとして港湾計画を連動させています。

会 長 : 田村さんどうですか。

田 村 委 員 : マスタープランで今後の政策に見合った環境を整備していくとい うことで、現状から方向性を示し、将来を見据えた計画となっている ので、適正ではないかと思います。

私も以前管理組合にいましたが、工業団地への物流や、港湾系の会社の誘致もやっていまして、現在用地も埋まってしまっていて、先の展開が見えない状態なので、議員さんも心配されているのだと思います。卵が先か、ニワトリが先かという世界になってきてしまいますので、ある程度誘致企業が見えてくる中で、どこにあてがっていくのかを、両輪睨みしないと、用地を用意したから、まちが発展していくということではないと思います。ある程度そういった次の計画を持ちながら、企業回りをする中で、どこが適正なのかを走りながら誘致していかないと、使われない土地が出来てしまうのは良くないと思います。そういった意味で、マスタープランを柔軟に見直していくことが、正しいのではないかと思います。

建 設 部 長 : マスタープランの趣旨といたしましても、田村委員のおっしゃられるとおりだと思います。当然企業誘致を考える中で、用地の必要性について、農業委員さんからもありましたとおり、周辺の農地の環境もございますので、工業用地の確定ありきということではなく、いろんな角度から検討しなければならない状況にあります。これで具体案がでてきますと、それなりの議論ができるのではいかと考えてお

会 長 : 安田委員どうでしょうか。

ります。

安 田 委 員 : 各地域の課題が盛りだくさんですので、地区の若い人の意見を吸い上げながら、一緒になって進めていくことが大事かなと思います。 子供会や PTA から要望を出されることもありますが、要望しても叶わず諦めることが多いので、相互に一緒になって考えていくとが、これから大事だと思います。

建 設 部 長 : ありがとうございます。私たちも地区に行きましてワークショップの時間を取らせていただきました。そこで、みなさんの意見を聞くということに取り組みました。そこで 11 ページのように、各地区のご意見があるのですが、共通していることもございます。各地区での個別の特徴的なご意見もございます。今後都市計画マスタープラン

が完成した際には、各地区に出向きまして、この結果をフィードバックさせていただいて、ご説明に入ろうと思っております。それをもとに、市全体として取り組むべき共通の事、地域が抱えている課題について、今後の対応につなげていこうと考えています。

加藤委員:

各地区に色々な問題があって、それを解決していくところで、先ほどまちづくりの担当課があるとのことであったが、都市整備課もそうだと思うが、米子市もまちづくり専門課をつくりましたよね。絶対に、日々専門的に受けていく課がないと、具体的に政策を行うにしても、なかなかできないと考えています。そういうところを執行部として考えていただきたい。市長もなかなか職員が少ないからできないとおっしゃられるが、検討していただきたい。これは要望です。

会 長 : 小椋委員はどうでしょうか。

小 椋 委 員 : 2つあります。現状の都市構造

2つあります。現状の都市構造を維持するということでありますが、先ほどもありましたが、境港市も広域で連携していくことを考える必要があると思います。例えば米子市と境港市は、国道 431 号線と JR 境線でつながっていますが、米子市は駅を中心としたまちづくりをされているが、そのあたりと同じようにするということではないが、それと関連させながら、広域のまちづくりの視点が必要ではないかと思います。検討していただけたらと思います。

事 務 局:

米子市で、市街化調整区域にあるJRの駅周辺の開発を認めていくというような考えを進められる際に、隣接する境港市も一緒にどうだとするご相談がありました。これにつきましては、内部でも検討しました。米子市の場合は、駅の周辺に畑が多い状況でありまして、境港市の場合は、駅にもよりますが、駅の周辺に市街化区域が近くにせまっているようなところもありまして、今すぐ米子市のように駅周辺の開発を緩和することはできないという判断に至りました。今後また、そのような状況になりましたら、その都度、検討をしていきたいと考えております。

小 椋 委 員 :

もう一つなんですが、マスタープラン全体に、住民の方のアンケートやワークショップの意見がかなり取り込まれていて、とても具体的なマスタープランだと思いました。教えていただきたいのが、ワークショップにどれぐらいの方が参加されていたのかということと、内容がどこに反映されているのかを教えていただきたいです。

事 務 局 : まずワークショップの参加人数ですが、各地区 16 名から 34 名ほどの参加になります。またワークショップの内容がどこに反映されているかにつきましては、いくつか例をあげますと、狭あい道路が多いように感じるが、実際、境港市の状況はどうなのか。という意見がありましたので、24・49・32ページに、

- (2)生活道路 市全域では、道路延長(道路幅員別)は、4m以下は 31.6%となっています。地区別では、外江地区、余子地区で幅員 4m以下の割合が高いですが、その他の地区では幅員 4m以上が 6割以上となっています。
- (4)生活道路 各地区の骨格道路とつながる幅員の比較的広い道路については、市街地や集落へのアクセスの向上を図る上からも、機能の保全を図っていきます。一方、幅員のせまい狭あい道路については、地域の方々の協力も得ながら、拡幅や迂回スペースの確保に努めます。
- 6. 身の丈に合った社会基盤 4 m未満の狭あい道路については、住民の理解と協力のもとに、道路中心線から2 mまで後退用地を寄付していただくなど、官民が協力し、道路幅の拡幅や行き違いのための待機スペースの整備等を行い、日常生活の安全や災害時の避難路を確保することにより、安全で安心の市街地形成、都会的な住環境の整備を図っていく必要があります。

という形で反映しております。

また、8月の豪雨により、床下浸水の被害にあったため、この経験を活かしたまちづくりをしてほしいというご意見に対しまして、51ページに、(2) 用排水路 過去の豪雨により浸水被害のあった地域については、浸水被害を軽減するため、雨水管理総合計画を作成し、浸水リスクが大きい地域を中心に、計画的な浸水対策を進めます。といった形で反映しております。

次に、今後大きな地震が発生した際に、安心して避難できる道や避難場所を整備してほしいという意見につきましては、52ページに、

(4)避難ルート 地域防災計画と連携して、高潮・高波や大規模地 震災害による津波、島根原子力発電所の災害が発生した場合の対応 として、広域避難のためのバス待機所や港や空港を利用した避難を 考慮した待機所の整備を行うとともに、高規格道路等の避難ルート の確保に務めます。と反映をさせております。

次に、自治会でもハザードマップを知らない、見たことがない人も 多いため、周知をしてほしいという意見に対しましては、

60 ページに、(都市防災・ハザードマップ) 既存のハザードマップにより、情報の周知や避難訓練への活用を図るとともに、集中豪雨等による内水ハザードマップの整備を進めます。と反映をいたしました。

建設部長:

少し補足させていただきますと、このように個別の意見はかなりあります。今回取った手法として、アンケートにつきましては、3,000 通配布しまして、1,164 通回収いたしました。ワークショップにつきましては、延べ人数 150 人程度の方に集まっていただきました。どうしてもそこで、いただいたご意見を冊子に取りまとめると、埋没してしまうことが懸念されるということで、すべてデータ化をし、保存しております。別冊にはなりますが、テクニカルレポートということで、アンケートの結果の情報の集積だけでなく、個人的な自由意見が1,000 以上ございましたので、AI で分析をしまして、それぞれ分類をして保存しております。今回 10 年 20 年先と言いながら、前回どうだったかということを、冊子だけではなく、皆さんのご意見が、地区ごとにデータとしてまとまっておりますので、今後行う地域の皆さんとの議論の時に、もう少し具体的なお話をしていただけると思っております。

小 椋 委 員 : ありがとうございます。それが一緒に使われるような仕組みができると良いと思います。データが埋没するともったいないですし。

建 設 部 長 : 実際の政策を、担当部局が進めていくのでしょうが、その政策にデータがついていくといった形であると、ワンステップ上がった議論ができるものと考えております。

小 椋 委 員 : マスタープランを読んだだけでは、それが分からないので、分かるような記述があってもいいと、個人的には思います。

建 設 部 長 : おっしゃられる通りだと思います。裏付けデータにつきましては、 まちづくり懇談会で全員にお配りしたのですが、そのデータも含め て、マスタープランの裏付けとなったような、内容がみなさまにもご 覧いただけるような仕組みを考えていきたいと思います。

会 長: 今津さんどうでしょうか。

今 津 委 員 : マスタープラン案につきましては、先ほどから説明いただいている通り、アンケートや地区ごとのワークショップの意見が多く反映されておりますので、適正だと思います。

私は、防災に携わっておりますので、防災について意見を述べさせていただきます。概要版の8ページのところに、津波・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの整備を進めていくと記載されていますが、どこの市町村でもいえることなのですが、ハザードマップを作るところまでは、行政が行っておりますが、作ったハザードマップをいかに住民の方に知っていただくか、住んでいるところ、働いているところにどういったリスクがあるのかを考えていただくところまでは、浸透していないのかなぁと感じています。住民の方にリスク情報をしっかりと届けることが重要だと思います。

建 設 部 長 :

大変重要な意見ありがとうございました。このマスタープランに 津波・洪水ハザードマップと内水ハザードマップについて明記して おりますが、担当部局において、実際住民の皆さんに分かりやすく理 解していただくための活動をスタートしたところであります。具体 的には、雨水管理総合計画という防災に関する浸水計画を立案して いくわけですが、キーワードとしては、ハザードマップは現在紙ベー スのため、ホームページやネット上に可視化できる状態にし、「何分 後には、このように浸水していきます」というようなものに着手した ところであります。マスタープランの趣旨に沿って進めていきたい と考えておりますし、せっかく作った情報が住民の皆さんに伝わら なかったら意味がありませんので、今後は、広報、情報発信に努めて まいりたいと考えております。

います。中海干拓地、弓浜地区で、今年度プランを立てさせていただ

会 長: 木嶋さんいかがですか。

木 嶋 委 員 : 農業振興の立場から意見を言わせていただきます。米子から境港にかけて、耕作放棄地が目立っており、耕作放棄地の対策が声高に言われておりますが、なるべくしてなっているという側面もございます。境港市では、新たに農業に取り組もうとする若い方が相当数いらっしゃいます。白ネギが特産物でありまして、白ネギを栽培しようと意欲持った方も相当数いらっしゃるのですけども、そういった方々から見ると、やはりまだまだ農地が足らないということをおっしゃ

いて、中海干拓地が日本一の干拓地となるように、もう一回再整備を 進めていこうとしているのですが、今地図上に示している農地につ いても、おそらく濃淡がついてくると思います。使える農地とそうで ない農地についても、しっかりと見直しを進めていく必要があると 思います。そういった意味でも、第7章の実現化方策が重要になっ てくると思います。農業をやられている若い農家の方の意見を吸い 上げていただきながら、土地利用についても引き続き検討していた だければと思います。

建 設 部 長 : 非常に貴重なご意見ありがとうございます。同じ調整区域や農地

についても濃淡がでてくるということで、今後も細かく実態を把握していくことが重要だと思っております。第7章の実現化方策の中でも、しっかり濃淡を見極めていくということや農業をやられている若い方の意見もしっかりと聞いていきたいと考えております。

会 長 : 岡空委員どうですか。

岡 空 委 員 : コミュニティの維持というのは、以前のマスタープランになかっ

たため、時代も変わってきているように感じます。市街化調整区域に関しては、米子から人口を借りてきて、境港市の市街化区域ができている。以前調整区域を見直したときは、佐斐神地区を市街化地区から落として、他のところの市街化区域を増やしたと記憶している。

私が希望することは、境港市には跨線橋が 2 本しかない。防災面 や流通面を考えると、もっと増やしてもいいように思う。狭あい道路 についても同じく、防災面を考えると整備の必要があると思います。

建 設 部 長 : ありがとうございます。今回のマスタープランは、防災がキーワー

ドになってくるため、委員のおっしゃられる通り、防災面を頭に入れながら、今の骨格になる道路、各地区の狭あい道路の解消に向けていかないと、道路の役割を果たすことができないと思いますので、今後

も引き続き検討を進めていきます。

会 長 : 足立収平委員どうですか。

足立収平委員: 今回の都市計画マスタープランについては、しっかり地区の住民

の意見を聞いた上で改定されているので、特に意義はありません。

地区景観のところで、空き家というワードが多く出ているようで す。空き家も多いが、新築物件も多く出来ています。これは質問にな るが、この新築物件は、市内の方が建てているのか、市外の方が建て ているのか。核家族化も進み、アパートなども造成すれば入居者がいる状態だと感じている。そういった調査を私もしていないので、教えてほしい。それと都市景観として、今回みなとテラスができて、景観も良くなっていくと思っているが、市全体をみると、水木ロードにしても、工業団地にしても、電線や電柱がランダムに張り巡らされているため、そのあたりの整備を含めたまちづくりを進めてもらいたいと思っております。

事 務 局 : 新築される方が、市内の方かどうかというご質問ですけれども、市 全体の状況までは分かりませんが、今の夕日ヶ丘地区で家を建てら れる方は、9割方市内在住の方です。それと景観に関するご意見につ きましては、今後しっかり意識をして整備していきたいと思います。

会 長 : 他にご意見はございませんか。ないようでしたら、本議案の内容について、審議の過程で出された意見を十分に尊重して、市民の理解と協力のもとに施策の実現が図られるよう要望しますが、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

会 長 : それでは、第2号議案については、市の諮問のとおり承認します。 ここで、答申案を作りますので、しばらくおまちください。

(答申文(案)を事務局が委員へ配布)

会 長 : それでは、今回の諮問に対し、今、お配りしている答申文のとおり、 答申してよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(副市長入室)

会 長: それでは、答申いたします。

(会長が答申文を朗読)

(会長が答申文を副市長に手渡す)

副 市 長 : 只今答申をいただきました。ご審議ありがとうございました。

会 長 : 日程 8 のその他は何かありますでしょうか。ないようでしたら、 これをもちまして、第 70 回境港市都市計画審議会を閉会させていた だきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

(終 了) 午前 11 時 11 分